

知多北部広域連合

介護職員初任者研修

主任介護支援専門員研修

研修費補助金申請の手引き

令和6年4月

目次

I 共通

Q & A	・ ・ ・	1 ~ 4
-------	-------	-------

II 個人向け（◆介護職員初任者研修）

1. 申請の流れ	・ ・ ・	5
2. 補助要件を満たす場合	・ ・ ・	6
3. 補助要件を満たさない場合	・ ・ ・	7

III 事業者向け（◆介護職員初任者研修 ◆主任介護支援専門員研修）

1. 申請の流れ	・ ・ ・	8
2. 補助要件を満たす場合	・ ・ ・	9
3. 補助要件を満たさない場合	・ ・ ・	10

I 共通

Q & A

【対象について】

Q 1 通信講座で研修を受けたのですが、対象になりますか。

A. 対象になります。

Q 2 非常勤で東海市、大府市、知多市又は東浦町（以下「広域」という。）内事業所に新たに就業したのですが、対象になりますか。

A. 事業者と直接雇用契約を結んでいる場合は、週の労働時間に関わらず対象になります。派遣職員は対象外です。

Q 3 何年も前から長く広域内の介護サービス事業所に勤めています。このたび初任者研修を修了したのですが、個人申請ができますか。

A. 研修修了日以前から継続して就業している方は個人申請できません。ただし、令和6年4月以降に終了した研修で、費用を事業所が負担した場合は、事業所から申請いただくことが可能です。

Q 4 研修を修了し、新たに広域内事業所に90日以上就業したのですが、現在は退職しています。この場合、補助金の対象になりますか。

A. 90日以上継続して就業した事業所で、申請日においても就業していることを要件としていますので、対象になりません。ただし、広域内事業所にあらためて就業し、90日以上勤めた時点で交付要件を満たしている場合には、対象になります。

Q 5 広域内の事業所で、事業者申請を検討しています。研修を受講する職員が広域内の住民ではないのですが、対象になりますか。

A. 事業者申請の場合は、職員が広域外の住民であっても対象となります。

Q 6 法人の代表者であり、介護職員としても従事しているのですが、対象になりますか。

A. 介護職員としても従事している場合については、事業者申請の対象になります。

Q 7 広域内の住民ではないのですが、個人申請の対象になりますか。

A. 対象になりません。また、広域内にお住まいであっても、広域外の介護サービス事業所に新たにお勤めされた方も対象になりません。

- Q 8 研修修了日には広域外の介護サービス事業所に勤務していました。現在は広域内の介護サービス事業所に転職したのですが、個人申請の対象になりますか。
- A. 対象になりません。

【対象となる費用について】

- Q 9 受講費について、ハローワークから教育訓練給付を受けました。残りの金額について、補助を受けることができますか。
- A. 補助の対象となりません。教育訓練給付（国の制度）等、公的制度により既に補助を受けている場合には、補助制度の対象外となります。（ほかの市町村や愛知県などの自治体が行う制度により補助を受けている場合についても同様です。）

- Q 10 受講費について、他の制度等からの貸付を受けています。
- A. 返済の状況に関わらず、貸付を受けた場合も補助を受けたものとみなします。

- Q 11 受講費について、研修の修了後に、研修事業者からキャッシュバックがありました。対象になりますか。
- A. 研修事業者から、研修費用について補助（キャッシュバック・還付・補助・手当など）を受けた（または受ける予定の）場合、補助の対象となりません。

【対象となる費用について】

- Q 12 研修受講の入学金や交通費は補助の対象となりますか。
- A. 受講料・必須テキスト代及び実習費の税込額のみが補助の対象となります。入学金や交通費など、その他の費用は対象となりません。対象外経費が含まれている場合は、それぞれの費用についての費用の内訳が記載されている領収書を提出するか、別途内訳が分かる研修案内等を提出していただく必要があります。

- Q 13 研修事業者から指定された教材を購入した場合も対象になりますか。
- A. 対象になります。ただし、副教材（エプロンやマナーブック、研修の修了に必ずしも必要ではないテキストなど、指定の品目でなくとも代替ができるもの）については対象外とします。

- Q 14 再試験の費用については、対象になりますか。
- A. 対象になりません。

【領収書について】

Q 1 5 領収書にはどのような記載があれば良いですか。

A. 以下の情報が記載されている必要があります。

- ア 介護員養成研修事業者の名称
- イ 研修の受講に要した経費であること
- ウ 研修を受講する者の氏名（事業者の場合は、負担した事業者の名称）
- エ 領収額（又はクレジット領収額）
- オ 領収額の内訳（研修案内等で内訳が分かる場合は省略可。）
- カ 領収日（又はクレジット契約日）
- キ 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数
- ク 領収印

Q 1 6 領収書を紛失してしまいました。どうすればいいですか。

A. 必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の再発行を依頼してください。

Q 1 7 研修費用を、銀行の口座振替で支払いました。領収書が手元にないのですが、申請できますか。

A. 必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。

Q 1 8 研修費用をクレジットカード払いにしたため領収書がありません。どうすればいいですか。

A. 領収書を添付しての申請を前提としていますが、研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」又は「利用証明書」を領収書に代えることができます。

Q 1 9 領収書に、受講料と必須テキスト代がまとめて記載されています。この場合、申請書にはどのように記載すればいいですか。

A. 受講料の欄に、合計額をまとめて記載してください。

【申請について】

Q 2 0 就職した事業者が、代理申請することは可能ですか。

A.	個人申請の場合	介護サービス事業者や研修事業者による代理申請は認めていません。特別な事情がある場合を除き、本人申請を原則とします。
	事業者申請の場合	法人又は介護サービス事業者のみが申請できます。

Q 2 1 介護職員初任者研修と実務者研修のセットのコースを受講したのですが、対象になりますか。

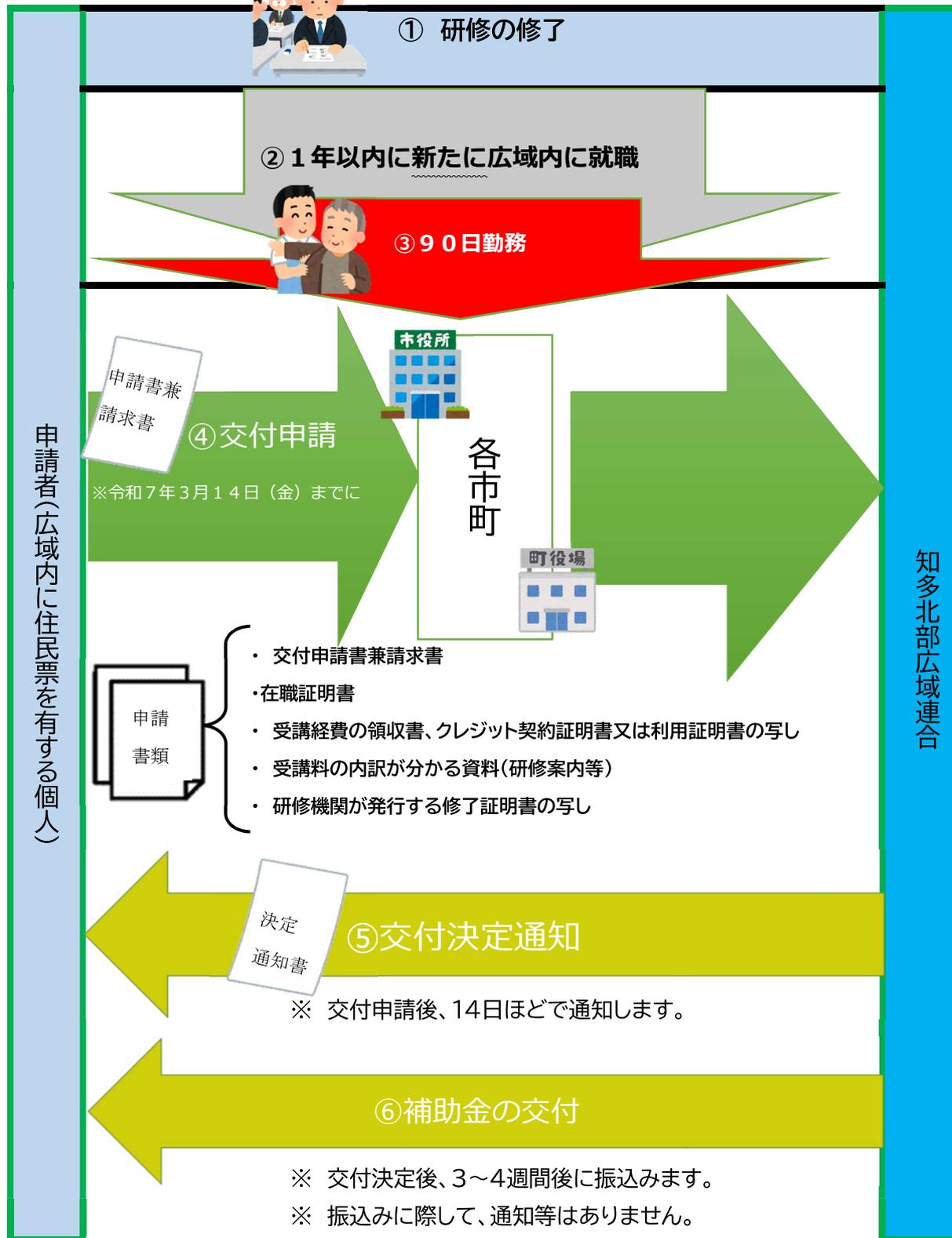
A. 対象になります。ただし、対象となるのは、介護職員初任者研修のみですので、介護職員初任者研修のみ申請を行ってください。なお、領収書には、それぞれの研修についての費用の内訳が記載されている必要があります。

Q 2 2 補助金の要件を満たすのが今年度の3月下旬になりそうです。いつまで申請が可能ですか。

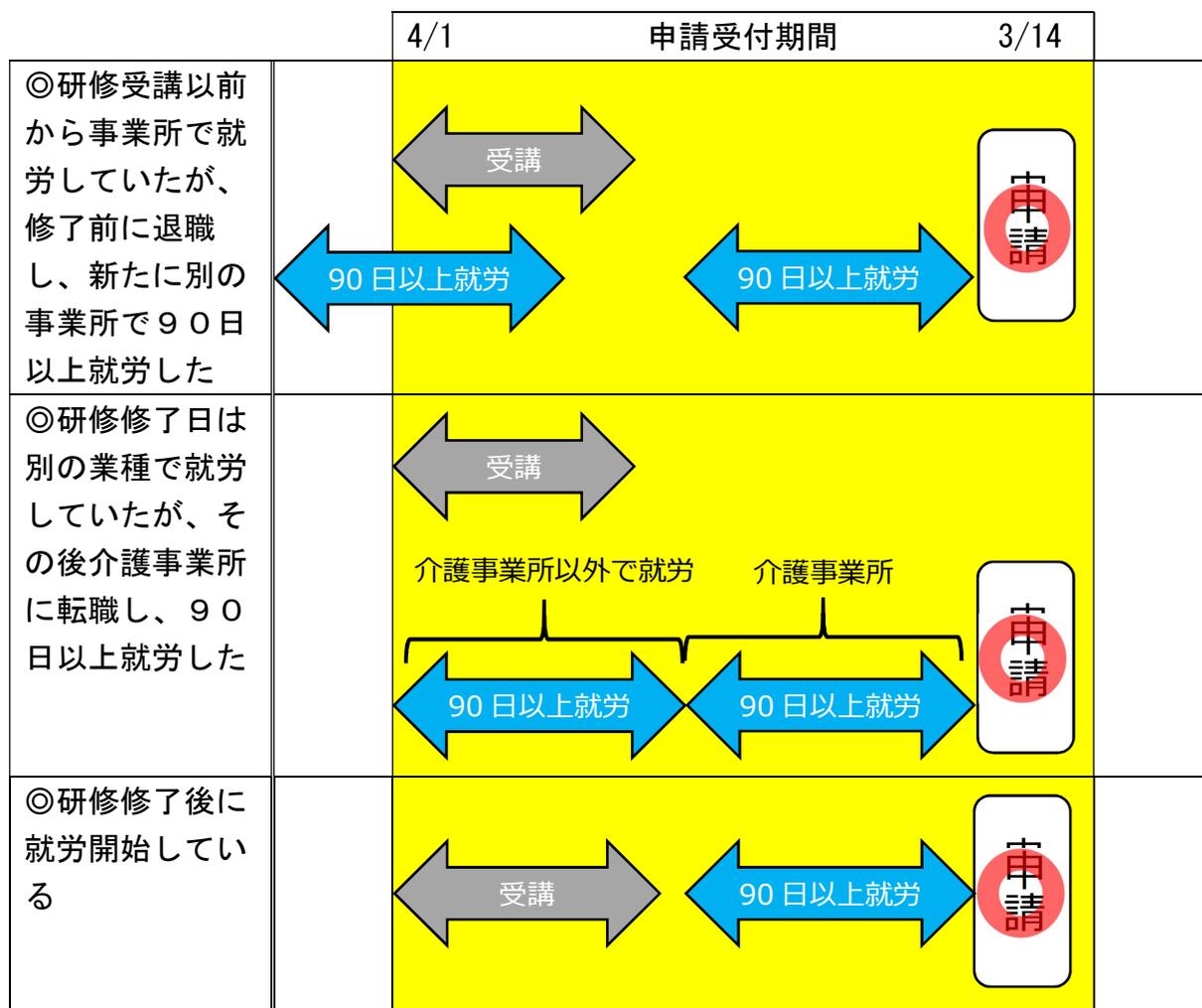
A. 申請期限は、令和7年3月14日（金）までとなっておりますので、要件を満たすのが3月下旬にかかりそうな場合は事前に相談を受け付けます。詳しくは、知多北部広域連合までお問い合わせください。

Ⅱ 個人向け（◆介護職員初任者研修）

1. 申請の流れ

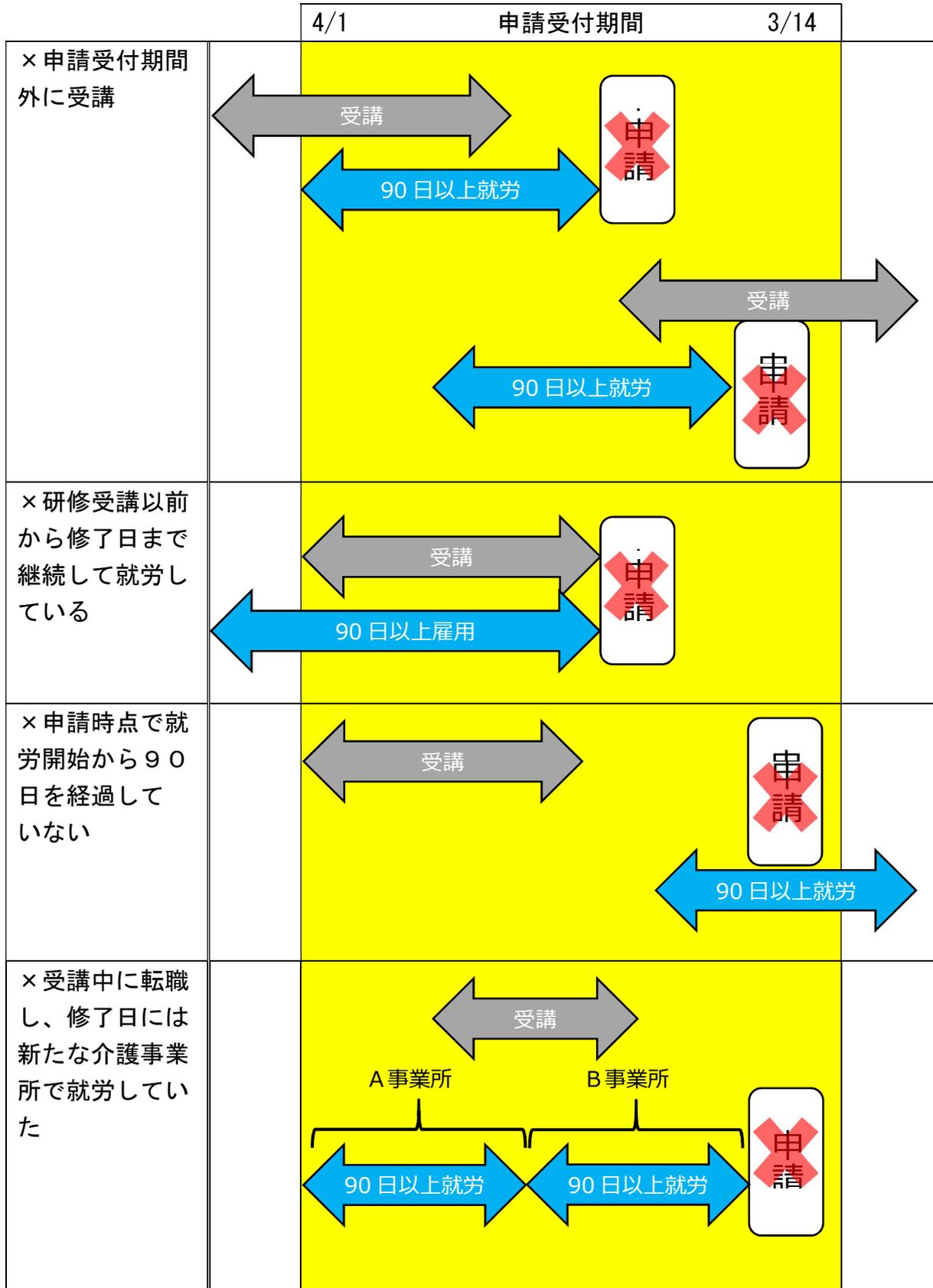


2. 補助要件を満たす場合（個人向け）



※個人向け補助金は、受講者本人が全額受講料を負担した場合のみ対象。

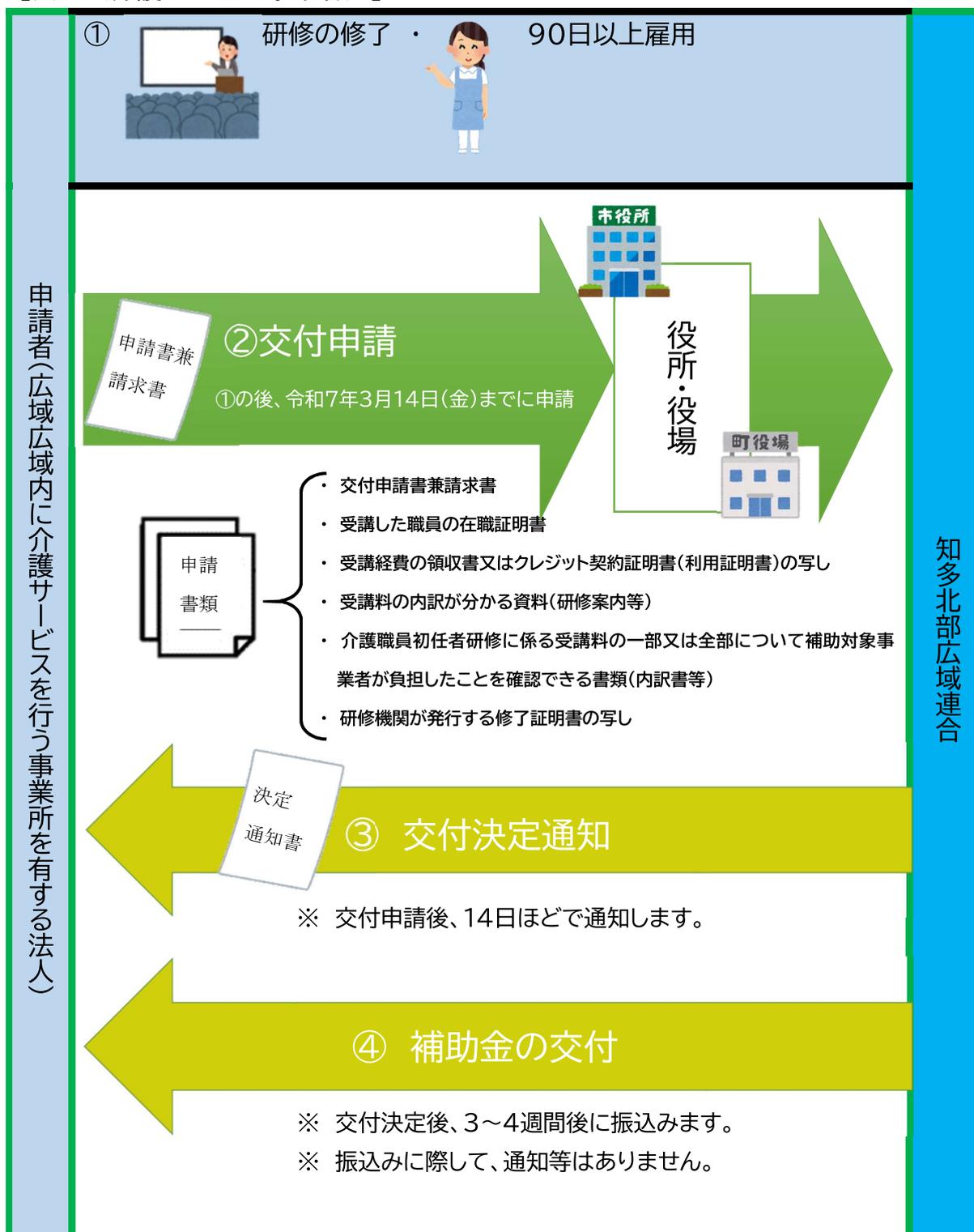
3. 補助要件を満たさない場合（個人向け）



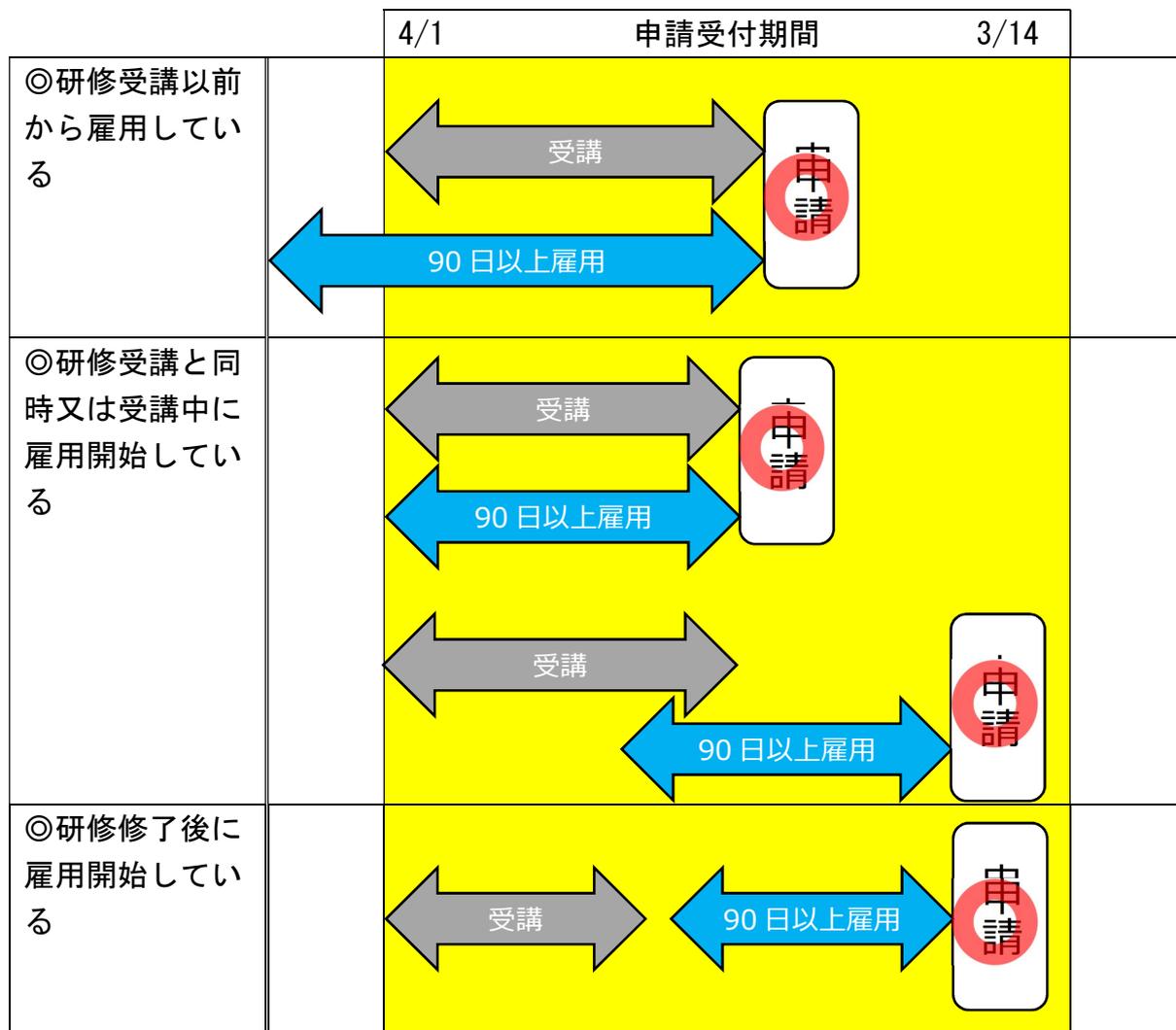
Ⅲ 事業者向け（◆介護職員初任者研修 ◆主任介護支援専門員研修）

1. 申請の流れ

【法人（介護サービス事業者）】



2. 補助要件を満たす場合（事業者向け）



※事業者向け補助金は、事業者が負担した受講料のみ対象

3. 補助要件を満たさない場合（事業者向け）

